

## 4 国民年金事業

わが国の国民年金制度は、昭和36年4月の発足から半世紀以上経過しています。その間、昭和61年4月に公的年金制度の大改正による基礎年金の導入、平成9年1月の基礎年金番号制の開始などが行なわれ、本格的な国民皆年金制度を確立することができました。

また、加入者の増加に伴い市区町村の役割も重要となりました。被保険者を把握し、適用した者を収納に結びつけていくことが、市民一人ひとりの年金受給権を確保し、制度の基盤を強化することにつながるからです。

平成12年度の地方分権一括法により、国と市区町村の役割分担が見直され、機関委任事務が廃止、市区町村の事務は法定受託事務及び協力・連携事務となり、平成14年度からは保険料収納に関する事務などが国に移管されました。

現在、国民年金制度は大きな転換期を迎えています。少子高齢化が深刻な問題となるなかで、老後の基盤となる年金制度が何十年にもわたって持続可能であるためには、社会経済の変化に柔軟に対応できる制度にすることが不可欠です。このため、平成16年度公的年金制度改正が行われ、現役世代の負担の抑制を図るとともに、老後生活の基本的部分を支える給付水準が確保されるようになりました。

### 1 適用事務

平成3年4月の改正により、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、老齢（退職）年金の受給権者を除いて全員が国民年金に加入することとなり、市区町村においても自営業者や学生などの第1号被保険者の適用事務を行ってきました。

平成14年4月からは、厚生年金又は共済組合加入者の被扶養配偶者である第3号被保険者の適用は、市区町村の事務ではなくなりました。

本市では、市民の年金受給権の確保を図るため、自営業者や学生等の未加入者に対してはダイレクトメールによる個別の加入勧奨を実施しておりました。その他にも、新聞折り込みによる「国民年金特集号」の各戸配布、市内各所での「国民年金パネル展及び年金相談」の開催、各区主催の年金特別相談など各種の方法により国民年金制度の普及推進を図っておりました。

これら「適用促進」及び「広報」活動も、平成14年4月から市区町村の法定受託事務ではなくなり、現在広報活動は協力連携事務として行っています。

20歳到達者への加入勧奨状は年金事務所から送付されていますが、本市は協力連携事務として、横浜市の住民基本台帳ネットワークへの全員参加が行われるまで20歳到達者の住民記録情報を提供していました。

本市の平成27年3月31日現在の被保険者数は表1のとおりです。

表1 被保険者数

(平成27年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者	任意加入 被保険者	合計	付加年金加入者(再掲)		
				任意	強制	計
鶴見区	36,863	606	37,469	1,422	1	1,423
神奈川区	30,927	534	31,461	1,198	1	1,199
西区	13,052	267	13,319	586	1	587
中区	22,477	428	22,905	807	0	807
南区	29,185	509	29,694	1,141	1	1,142
港南区	26,873	600	27,473	1,301	0	1,301
保土ヶ谷区	28,034	516	28,550	1,177	7	1,184
旭区	32,029	638	32,667	1,537	2	1,539
磯子区	20,633	466	21,099	1,029	0	1,029
金沢区	24,695	600	25,295	1,302	1	1,303
港北区	44,396	961	45,357	2,012	3	2,015
緑区	22,971	428	23,399	969	4	973
青葉区	39,529	1,039	40,568	1,985	0	1,985
都筑区	27,013	488	27,501	1,209	1	1,210
戸塚区	31,933	731	32,664	1,874	2	1,876
栄区	14,138	376	14,514	786	0	786
泉区	19,673	414	20,087	1,198	2	1,200
瀬谷区	17,651	272	17,923	726	3	729
横浜市計	482,072	9,873	491,945	22,259	29	22,288

## 2 免除等事務

経済的な理由等で保険料納付が困難な人などについては、適切な免除の適用を実施し、年金受給権の確保に努めてきました。

平成14年7月から半額免除制度が加わり、学生納付特例制度では、対象範囲が夜間部・定時制課程・通信制課程へ拡大され、平成17年度からすべての各種学校（1年以上の課程の在籍者に限る）なども対象となりました。また、平成17年7月には30歳未満の人を対象とした若年者納付猶予制度が施行され、平成18年7月から申請免除制度に新たに3/4免除・1/4免除も追加され、被保険者の所得状況に応じた免除制度になり、対象者の拡大が図られました。さらに、平成26年度から、申請可能期間が拡大（原則、2年1か月前まで遡って申請可能）されています。

平成27年3月31日現在の免除等適用状況は表2のとおりです。

表2 免除等適用状況

(平成27年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者 (任意除く) A	免除者数								免除率 (%) B/A
		法定 免除	全額 免除	3/4 免除	半額 免除	1/4 免除	学生 納付特例	若年者 納付猶予	計B	
鶴見区	36,863	2,516	3,163	436	322	232	3,361	827	10,857	29.5
神奈川区	30,927	1,941	2,592	355	263	161	3,226	668	9,206	29.8
西区	13,052	734	1,428	143	94	63	1,067	299	3,828	29.3
中区	22,477	2,105	2,311	248	179	105	1,662	422	7,032	31.3
南区	29,185	2,615	2,817	319	225	137	2,219	566	8,898	30.5
港南区	26,873	2,029	2,353	360	222	120	3,122	626	8,832	32.9
保土ヶ谷区	28,034	2,296	2,474	317	255	149	3,532	637	9,660	34.5
旭区	32,029	2,795	2,744	442	271	181	3,445	839	10,717	33.5
磯子区	20,633	1,461	2,053	264	183	73	2,138	577	6,749	32.7
金沢区	24,695	1,684	2,093	309	187	109	3,430	698	8,510	34.5
港北区	44,396	2,167	3,431	395	336	170	5,247	894	12,640	28.5
緑区	22,971	1,712	1,981	262	191	82	2,787	616	7,631	33.2
青葉区	39,529	1,600	3,053	340	222	127	6,522	1,004	12,868	32.6
都筑区	27,013	1,225	2,007	287	151	80	4,196	728	8,674	32.1
戸塚区	31,933	2,275	2,553	388	279	124	3,935	843	10,397	32.6
栄区	14,138	1,155	1,294	211	116	83	1,618	416	4,893	34.6
泉区	19,673	1,768	1,642	283	173	91	2,402	535	6,894	35.0
瀬谷区	17,651	1,951	1,736	268	188	135	1,691	496	6,465	36.6
横浜市計	482,072	34,029	41,725	5,627	3,857	2,222	55,600	11,691	154,751	32.1

### 3 給付事務

#### (1) 拠出制の国民年金（基礎年金）

拠出制の国民年金（基礎年金）受給権者数は、制度の成熟や、人口構造の高齢化等のため増加しており、今後もさらに増加するものと見込まれています。

平成 27 年 3 月 31 日現在の拠出制の国民年金受給権者数は表 3 及び表 4 のとおりです。

表 3 拠出制国民年金受給権者数（旧法）

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

種別 区名	老齢年金				障害年金	母子年金	遺児年金	寡婦年金	合計
	老齢	通老	5年	小計					
鶴見区	1,046	1,050	35	2,131	47	0	0	0	2,178
神奈川区	1,045	1,012	16	2,073	31	0	0	0	2,104
西区	559	424	8	991	17	0	0	0	1,008
中区	782	622	16	1,420	31	0	0	0	1,451
南区	1,149	919	20	2,088	49	0	0	0	2,137
港南区	680	936	11	1,627	35	0	0	0	1,662
保土ヶ谷区	832	1,037	23	1,892	48	0	0	0	1,940
旭区	869	1,252	16	2,137	47	0	0	0	2,184
磯子区	723	791	13	1,527	26	0	1	0	1,554
金沢区	856	1,110	15	1,981	37	0	0	0	2,018
港北区	1,232	1,400	33	2,665	50	0	0	0	2,715
緑区	544	637	3	1,184	24	0	0	0	1,208
青葉区	872	1,221	14	2,107	30	0	0	0	2,137
都筑区	498	537	4	1,039	13	0	0	0	1,052
戸塚区	830	1,122	13	1,965	42	0	0	0	2,007
栄区	417	524	6	947	17	0	0	0	964
泉区	492	651	7	1,150	41	0	0	0	1,191
瀬谷区	440	566	3	1,009	32	0	0	0	1,041
横浜市計	13,866	15,811	256	29,933	617	0	1	0	30,551

表4 拠出制国民年金受給権者数（新法）

（平成27年3月31日現在）

種別 区名	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡婦年金	合計	死亡一時金
鶴見区	48,180	1,254	401	30	49,865	63
神奈川区	41,881	1,064	295	16	43,256	44
西区	15,982	359	142	3	16,486	15
中区	24,714	713	225	10	25,662	34
南区	42,168	1,128	308	13	43,617	48
港南区	51,107	1,214	312	16	52,649	54
保土ヶ谷区	43,697	1,061	266	20	45,044	46
旭区	59,339	1,334	389	18	61,080	54
磯子区	37,606	861	241	11	38,719	33
金沢区	47,821	1,084	274	10	49,189	32
港北区	55,299	1,322	410	30	57,061	52
緑区	34,715	868	233	14	35,830	42
青葉区	52,171	1,059	421	15	53,666	59
都筑区	28,253	709	295	14	29,271	36
戸塚区	57,333	1,311	440	17	59,101	55
栄区	31,686	684	197	0	32,567	30
泉区	35,305	825	207	5	36,342	49
瀬谷区	28,013	788	192	9	29,002	36
横浜市計	735,270	17,638	5,248	251	758,407	782

(2) 福祉年金等

福祉年金及び無拠出の基礎年金は、国民年金制度の発足時に一定以上の年齢であった者、20歳前に支給事由が発生した者等に経過的又は補完的に支給される年金ですが、その財源の多くは国庫負担でまかなうため、真に年金を必要とする受給権者に支給しようという趣旨から、所得制限や併給制限があります。

また、平成17年4月に、国民年金制度の発展過程において生じた特別の事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。特別障害給付金にも、所得制限や併給制限があります。

平成27年3月31日現在の本市の福祉年金及び無拠出の基礎年金の受給権者数並びに特別障害給付金受給資格者数は、表5のとおりです。

表5 福祉年金及び無拠出の基礎年金受給権者数並びに特別障害給付金受給資格者数(平成27年3月31日現在)

種別 区名	老齢福祉年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	特別障害給付金	合計
鶴見区	6	1,527	0	10	1,543
神奈川区	4	1,408	0	12	1,424
西区	0	476	0	5	481
中区	9	1,002	0	4	1,015
南区	2	1,339	0	12	1,353
港南区	2	1,572	0	21	1,595
保土ヶ谷区	1	1,721	0	13	1,735
旭区	2	2,037	0	21	2,060
磯子区	4	1,067	0	21	1,092
金沢区	3	1,349	0	19	1,371
港北区	5	1,562	0	20	1,587
緑区	3	1,200	0	19	1,222
青葉区	1	1,189	0	16	1,206
都筑区	2	1,111	0	6	1,119
戸塚区	2	1,778	0	18	1,798
栄区	3	889	0	7	899
泉区	2	1,278	0	9	1,289
瀬谷区	3	1,034	0	2	1,039
横浜市計	54	23,539	0	235	23,828